

令和 7 年度特定計量器検査

検 査 日 程 表

検査日時		検査場所	検査区域
令和 7 年 6 月 3 日 (火)	午前 1 0 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	寺泊文化センター	寺泊地域
令和 7 年 6 月 4 日 (水)		越路支所車庫棟	越路地域
令和 7 年 6 月 5 日 (木)		小国支所車庫棟	小国地域
令和 7 年 6 月 6 日 (金)		越路支所車庫棟	越路地域
令和 7 年 6 月 9 日 (月)		和島支所職員駐車場内車庫	和島地域
令和 7 年 6 月 1 0 日 (火)		寺泊コミュニティセンター	寺泊地域
令和 7 年 6 月 1 1 日 (水)		中之島コミュニティセンター	中之島地域
令和 7 年 6 月 1 2 日 (木)		栃尾支所会議室	栃尾地域
令和 7 年 6 月 1 3 日 (金)			
令和 7 年 6 月 1 6 日 (月)			
令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)			
令和 7 年 6 月 1 8 日 (水)		みしま交流センター	三島地域
令和 7 年 6 月 1 9 日 (木)		与板体育館	与板地域
令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)			
令和 7 年 6 月 2 3 日 (月) から同年 9 月 3 0 日 (火) まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで	長岡市が指定する場所	上記区域の未受検者
	午前 1 0 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項に規定する特定計量器が所在する場所	上記全域